

平成 29 年第 1 回臨時会 （平成 29 年 5 月 30 日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (5月30日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
議席の変更	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程の追加	5
議長の辞職について	6
日程の追加	7
議長の選挙について	7
日程の追加	8
副議長の辞職について	9
日程の追加	9
副議長の選挙について	10
日程の追加	11
議会運営委員会委員の選任について	11
日程の追加	11

議会運営委員会正副委員長の互選について……………	1 1
企業長提出議案の上程、説明……………	1 2
第8号議案に対する質疑、討論、採決……………	1 4
閉会の宣告……………	1 4

桶川北本水道企業団告示第7号

平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月23日

桶川北本水道企業団

企業長 現王園 孝 昭

1. 日 時 平成29年5月30日（火） 午前9時30分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

3. 付議事件

- (1) 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議 事 日 程

平成29年5月30日

1. 議席の指定
2. 議席の変更
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 企業長提出議案の上程、説明
6. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第8号議案

桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

平成29年5月30日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	北原正勝君	2番	中村洋子君
3番	佐藤正廣君	4番	加藤正志君
5番	三宮幸雄君	6番	工藤日出夫君
7番	島野和夫君	8番	保坂輝雄君
9番	新島光明君	10番	島村美貴子君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	現王園孝昭君	副企業長	小野克典君
事務局長	林博之君	事務局次長兼総務課長	小高清隆君
事務局次長兼浄水課長	小島稔君	業務課長	篠田明君
施設課長	河野宏之君	給水課長	青鹿秀明君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久保武	書記	中村正夫
----	-----	----	------

午前 9時49分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（島野和夫君） 定足数に達しておりますので、平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（島野和夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（島野和夫君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書及び継続費繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、滝瀬光一議員より5月16日に辞職願が提出されましたので、これを許可いたしました。

次に、5月16日の北本市議会において、三宮幸雄議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○議長（島野和夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選になりました三宮幸雄議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

三宮幸雄議員の議席は1番といたします。

△議席の変更

○議長（島野和夫君） 日程第2、議席の変更を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をいたしたいと思います。

議席番号1番、三宮幸雄議員を5番、議席番号2番、北原正勝議員を1番、議席番号4番、島村美貴子議員を10番、議席番号5番、工藤日出夫議員を6番、議席番号6番、中村洋子議員を2番、議席番号8番、新島光明議員を9番、議席番号9番、加藤正志議員を4番、議席番号10番、保坂輝雄議員を8番に変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着きをお願いいたしたいと思います。

△会議録署名議員の指名

○議長（島野和夫君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

10番 島村美貴子 議員

1番 北原正勝 議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（島野和夫君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時53分）

○副議長（保坂輝雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前 9時54分）

△日程の追加

○副議長（保坂輝雄君） ただいま島野和夫議長より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

お諮りいたします。議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の辞職について

○副議長（保坂輝雄君） 地方自治法第117条の規定により、島野和夫議員の退席を求めます。

〔7番 島野和夫議員退席〕

○副議長（保坂輝雄君） それでは、辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（保坂輝雄君） お諮りいたします。島野和夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、島野和夫議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

島野和夫議員の復席を求めます。

〔7番 島野和夫議員復席〕

○副議長（保坂輝雄君） ただいま議長の職を辞職されました島野和夫議員から、退任の挨拶のため発言を求められております。これを許可いたします。

島野議員。

○7番（島野和夫君） 議長を退任するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年5月27日の臨時会におきまして、皆様のご推挙により議長に就任させていただきました。以来、本日まで2年間、大過なく議会運営の任務を全うすることができました。これもひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の温かいご支援、ご協力のたまものと心より感謝申し上げます。

本日、議長を退任させていただきますが、引き続き一議員として管内住民の安心・安全な

水道水の供給、そして引き続き水道企業団の発展のために全力を尽くしてまいり所存でございます。

甚だ簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

△日程の追加

○副議長（保坂輝雄君） ただいま議長の席が空席となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議長の選挙について

○副議長（保坂輝雄君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に、新島光明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました新島光明議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました新島光明議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により議長に当選されました新島光明議員が議長におられますので、本席

から会議規則第32条第2項の規定により議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、議長に当選されました新島光明議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。
新島議員。

○9番（新島光明君） 改めましておはようございます。9番、新島光明でございます。

ただいま議員の皆様のご議決をいただきまして、桶川北本水道企業団議会の議長に就任をさせていただくことになりました。

私は、この水道議会の議員となって現在6年目を迎えているところでございますが、まだまだ浅学非才な身でございます。ぜひとも議員の皆様、そしてまた執行部の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、円滑で公正、公平な議会運営を行っていきたいというふうに思っております。

まことに簡単ではございますけれども、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○副議長（保坂輝雄君） ただいま新島光明議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、これを許可いたします。

これをもちまして、議長の職を全て終了いたしました。ご協力いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから新島議員には議長席にお着き願ひます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

○議長（新島光明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時02分）

△日程の追加

○議長（新島光明君） ただいま保坂輝雄副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△副議長の辞職について

○議長（新島光明君） 地方自治法第117条の規定により、保坂輝雄議員の退席を求めます。

〔8番 保坂輝雄議員退席〕

○議長（新島光明君） 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（新島光明君） お諮りいたします。保坂輝雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、保坂輝雄議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

保坂輝雄議員の復席を求めます。

〔8番 保坂輝雄議員復席〕

○議長（新島光明君） ただいま副議長の職を辞職されました保坂輝雄議員から、退任の挨拶のため発言を求められております。これを許可いたします。

保坂輝雄議員。

○8番（保坂輝雄君） 改めまして、ご挨拶を申し上げます。

このたび副議長の職を辞職するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年1月の臨時議会で皆様のご推挙により副議長に就任させていただきまして、島野議長の補佐役として議会運営を全うすることができました。これもひとえに議員の皆様方お一人お一人のご協力のたまものであると感謝を申し上げます。

本日、私は副議長の職を辞するわけでございますけれども、今後とも水道議会議員の一員としまして、全力を挙げて水道行政の円滑化に取り組んでまいりたいと思います。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

△日程の追加

○議長（新島光明君） ただいま副議長の席が空席となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△副議長の選挙について

○議長（新島光明君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、工藤日出夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました工藤日出夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました工藤日出夫議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙により副議長に当選されました工藤日出夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長の当選人である旨告知いたします。

それでは、副議長に当選されました工藤日出夫議員より、就任のご挨拶をお願いしたいというふうに思います。

工藤議員。

○6番（工藤日出夫君） このたび、桶川北本水道企業団議会副議長に就任させていただきま
す工藤日出夫でございます。

微力ではございますが、円滑で公正、公平な議会運営のため、新島議長と連携を密にとり、補佐役として誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まことに簡単でございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく

お願いします。（拍手）

- 議長（新島光明君） ただいま中村洋子議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、これを許可いたします。
-

△日程の追加

- 議長（新島光明君） 議会運営委員会委員に欠員が生じたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議会運営委員会委員の選任について

- 議長（新島光明君） お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より三宮幸雄議員、保坂輝雄議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三宮幸雄議員、保坂輝雄議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△日程の追加

- 議長（新島光明君） 続いて、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△議会運営委員会正副委員長の互選について

○議長（新島光明君） ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は次の休憩中、委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。
それでは、暫時休憩をいたします。

（午前10時09分）

○議長（新島光明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時13分）

○議長（新島光明君） 議会運営委員会委員長からご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には三宮幸雄議員、副委員長には保坂輝雄議員が互選されました。
以上でございます。

○議長（新島光明君） ここで、企業長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

前小野企業長の後を引き継ぎまして、5月1日より企業長に就任いたしました北本市長の現王園でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ご承知のとおり、今、水道事業は大きな転換期に来ております。高度成長期に整備いたしました水道施設が更新期を迎えまして、施設の整備や耐震化への対応が急がれております。今までの建設の時代から本格的な維持管理の時代に移行するなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、市民の皆様安全で安心な水道水を安定的に供給するため、小野副企業長のご協力のもとに、職員ともども水道事業の運営に全力で取り組んでまいり所存でございます。

今後とも議員の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご挨拶申し上げます。（拍手）

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（新島光明君） 日程第5、企業長提出議案を上程いたします。

第8号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） 本日ここに、平成29年第1回桶川北本水道企業団臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご参会を賜り、ご審議いただきますこと、まことにありがとうございます。

去る5月16日の北本市議会において、三宮幸雄議員が当企業団議員に選任されました。心からお祝いを申し上げます。

また、ただいま正副議長並びに正副議会運営委員長など、新たに就任されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、概要をご説明申し上げます。

第8号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正に伴う所要の改正をするものでございます。

以上をもちまして本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、何とぞ慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新島光明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第8号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院規則が一部改正されまして、地方公務員法第26条の6第3項における配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情が定められたため、同条例を改正するものでございます。

具体的には、配偶者の外国での勤務が配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日以後も引き続くこととなり、その1回目の期間の延長の際にはその期間が確定していなかった場合や、これに準ずると認める事情がある場合は再度の延長ができるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わりとさせていただきます。よろしく願いいたします。

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新島光明君） 日程第6、議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。

保坂議員。

○8番（保坂輝雄君） 配偶者同行休業についてなんですけれども、過去に水道企業団のほうでそういうような事例があったのかどうか、それだけちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（新島光明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 当企業団におきましては、過去にこれに該当する事例はございません。

以上でございます。

○議長（新島光明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（新島光明君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（新島光明君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

前 議 長 島 野 和 夫

前 副 議 長 保 坂 輝 雄

議 長 新 島 光 明

署 名 議 員 島 村 美 貴 子

署 名 議 員 北 原 正 勝

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
8	桶川北本水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について	5月30日	原案可決

